

財政調整基金に積み立てするものでありまして、積立金総額を二億八千万円としようとするものでございます。本年度、財政調整基金を
設定以來、行財政に配慮を加えつつ積み立てが単年度で二億八千
万円に達した次第でございます。

次に予備費につきましては特別交付税の交付決定額のうち財政
調整基金に積み立てました残金二百五十九万一千円を予備費に追加
補正し、予備費総額四千九百六十六万七千円としようとするものです。
以上はなほだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原
案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。説明を終わ
ります。

○議長(末次恒男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより、本案に付する質疑を行います。

○十二番(松山 清君) ちよとお聞きしたいんですけれども、この補正第
六号、恐らく全協等でも説明があるというふうなことでまた担当の方か
ら御説明があるかと思うんですけれども、この場でちよとお聞きしたい

んですが、これでさらに、これは地方交付税、それから東京都の振興交付
金というふうなものもあると思うんですけれども、一体全体どこまであと幾ら
じゃあ、また今後そういう財源が入ってくると思いますか、そういうものが考え
られるのか。全協等もあるようですけれども、この場で説明を聞きたい。
それからあと、いま一つは五号にもいろいろあったと思うんですけれども、財政
調整基金二億八千万円、その他ですか、参事までに都市施設整備基
金、その他の基金も金額等についてここで御説明していただきたいと思
います。

○企画財政部長(生田国利君) 後ほど本会議終了後、全協において御
説明申し上げる予定になっておりますが、まだ振興交付金が東京都の
補助金としての関係でございますが、まだ確定はしておりません。したがって、
いまの推定計算では六千万円前後だろうというふうに考へております。
それと同時に、むしろ財政上の調整をしなければならぬのは収益事業組
合の金額だろうというふうな点で、差し引き、それらの関係につきましてまだ
確定はしておりませんけれども、一応、収入の見込みとしては調整交付金の

みを一応考えております。後ほど、また具体的には御説明を申し上げたいと思います。

それから二点目の基金の額でございますが、五十七年度末を参りましてに申し上げておきますと、まず退職手当特別負担金準備基金が三千十五万五千円。庁舎増築基金六千二百三十万円。即ち施設整備基金十七億五千三百六十万円。仮称第八小学校建設基金二億七千八百九十万円。育英基金一千三百十五万円。市営住宅管理基金一千五百七十三万四千円。財政調整基金、今回の補正をもちまして二億八千万円。合計七基金が特定の目的基金でございますして二十四億二千四百四十七万六千円。

定額運用基金でございますが、これらにつきましては、用品調達基金が三百万円。土地開発基金が二億三千百二十三万一千円。中小企業振興基金融資一時補てん基金二百万円。国民健康保険高額療養費資金貸し付け——資金の貸付基金でございますが、二百万円。四基金合わせまして合計二億三千八百二十三万一千円。合計十一基金でござ

いますして二十六億六千二百七十七万七千円。以上でございます。

○十二番(松山 清君) もう一点あと、それと歳出の方で今年度はあれですか、例年の防衛補助絡みの、要するに幹線関係の繰り上げというよりはことは本年度は特に今後出ないわけなんですか、幹線関係の……。

○企画財政部長(生子国利君) その関係につきましてはもう実は全協の補正予算の中で一部金額的には相違はございせんけれども、債務負担行為を予定しております。特に金額——全体的には変わりますけれども、

五十七年度においては繰り上げするとはいたすのところ考えております。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番 松山 清君。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算(第六号)について反対討論をいたします。

私どもがかねてより特別交付税におつては当初からもっと多くの予算計上し、財源として有効に活用することを主張し、また指摘してきたところであります。市当局は、これにこたえることなく従来どおり財源の過少計上を図つてまいりました。その結果として、この補正予算に見られますように、年度末に來るの財源計上と基金積み立てといふことになつております。

財源の使い惜しみと住民に負担の増加をもたらし、そして積立金をふやしていく方向が住民の願いと相入れないことは明らかであり、わが党議員団はこの補正についで反対をするものであります。

以上、簡単でありますけれども、反対討論といたします。

○議長(末次性男君) 次に賛成者、十七番 田村市郎君。(「がんばれ」と呼ぶ者あり)

(十七番 田村市郎君 登壇)

○十七番(田村市郎君) 五十七年度の第六号補正予算の賛成討論をいたします。

本補正予算は、もう議員各位御承知のとおり、年度末近くに納つてのこの交付税の増額であり、歳出においてこれを財政調教正基金に残余を入れて、予備費を少し入れておくというだけのものでございませうが、いま、反対討論を聞くと、こういうふうなことで財源を使い惜しみをしている、こういうことではあります。私はそれは考えられておる。市民のために、いづる市長以下職員はかなりの勉強もし、一生懸命五十七年度は、あす少数職員の中であり、市民福祉のためにもしてある、こういうこともありましたので、地方交付税もそれです。たふえたといふことにもなる。うかと思ふのであります。

こういう点において、本委員はぜひひとつ賢明なる議員各位においてこの第六号議案は即決可決をしていただくことを切にお願いして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(末次性男君) 以上で討論は終わりました。

これより、本委員について、起立により採決いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となりております。議案第二十七号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男君) 起立多数であります。よって議案第二十七号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君)

日程第十七 議案第二十八号 福生市交通安全

部市宣言についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君)

御指名でございますので、議案第二十八号 福生

市交通安全部市宣言について御説明申し上げます。

昭和五十七年中における全国の交通事故死亡者数は六年ぶりに九千人を突破し、部内では八年ぶりに四百人台となりました。福生警察署管内においても交通人身事故の総件数は減少しているものの九名の死七

者があり、当福生市内でも四名の方が亡くなっております。

四名の死亡

者が出たのは過去十年の中では初めてであり、さらに本年になってから二月末現在ですでに二名のとりとえ生命が失われています。また、昨年、

市内で交通人身事故に遭われた方の数は百七十五名に及んでおります。

申すまでもなく、交通事故は交通死亡事故におけるかけがえのない生命を失う場合はもちろん、その他の事故でも第一当事者、第二当事者とともに経済的、精神的に深い傷を負い、地域社会、自治体等の負担ははかり知れないものがあります。このような交通事故は今日に引き続いている急激な社会、経済基盤の変化によることは明らかであり、わけても技術革新のもたらした加速化されつつある人や物の移動に伴うものと言えらると思おれます。

その中で、福生市は交通安全対策基本法、精神及び福生市基本構想にのっとり、市民の生命と安全を守り、健康で明るい生活が営める町づくりを進めています。さらに物的施設の整備はもとより、全市民の心の中に交通安全の意識と行動が浸透し、未然に事故が防

止であるより、努めていかなければならぬと考へます。

別紙宣言書は、これらの精神を生かし、福生市から交通事故の絶滅を期するための御提案を申し上げた次第でございます。

慎重に御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

○十番(遠藤洋一君) 反対とか何とかじゃなく、ちよつと伺つておきたいんですが、れども、さっきの説明を聞きますといかにもあの宣言をすれば事故は減るかのごとくあるんですが、こういうものはつまり、していつて宣言即ち市を行つた結果、事故が減少したという自治体はあるんですかといふことを、ひとつ……(発言する者多し)中身が伴わなければ宣言の意味はないわけですよ。

それから、もう一つは自治体の問題で、福生市の問題で具体的に宣言を行つたことにより、したがつて交通安全の具体的に市の指導がどういふこ

とをしようといふことが、具体的に施策に基づいて宣言をする、とにかく宣言はしておこうと、それから具体的にすることは考へていくと、考へましようといふことなのか。それが大事だと思ふんですね。自治体のサイドの問題ですわ。具体的に施策の裏づけがあつて宣言をするのか。それではなくてとにかく宣言をしようといふ精神なのか。

○助役(古谷徳男君) 自席からお答え申し上げます。

ただいまの御質問でございますけれども、確かにこれの宣言という問題につきましては、この交通事故をなくして、いこうといふ一つの気持ちのあらわれといふことをやはり市民全体にも議員さんにも、もともともこの議会の場で、こつた交通事故の絶滅を期すると、こつたことを特別気持ちの上でやはり市民全員がこつたことをやっていく必要があると、そういうことのあらわれといふ形でございしますが、じゃあ、果たしてどういふことをこれに取り上げていかなければいけないかといふことは、確かに宣言しただけでは意味がないと思ひます。やういふ中におきまして、この宣言に伴います、いろいろな市の予定のこれから行ふとする問題につきましては、各事業につきましては担当の方から説明を

いたさせていただきます。こういったことを行いまして一入でもやらった事故が減れば
かねて目的が果たせるんじゃないか。このように思います。(「異議なし」と呼ぶ
音あり)

○市民部長(井上久男君) 宣言後の施策というが、具体的な内容でござ
います。現在、交通事故の広告塔と申します。市役所の前にあり
ます。よな、等にそういうような交通安全都市宣言というようにすることを明
記しましたものを、現在ではいまの所の一部を改造するといふよりなことに
なろうかと思いますが、今後、そういう市の要所、あるいは市外からの入っ
てくるような隣接したような場所、こういうような所へそういうような物
を立て、一般市民とともに、通過し、他の市町等から入ってくる方々にも交
通安全の意識を高揚させようというように、一応考えております。
なおかつ今後の施策の問題に対しましては、福生警察署、あるいは交
通安全協会等とよく協議した中で今後の具体的な問題については取
組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願います。(「はい、
了解」と呼ぶ音あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号は、原案のとおり
可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十八号
は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十八、議案第二十九号、たばこ・盛事
業の専売制度維持存続に関する意見書を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

(一番 石川慶一郎君登壇)

○一番(石川慶一郎君) 御指名をいただきましたので、議案第二十九号に
ついての提案理由の説明をさせていただきます。御承知のとおり、たばこ、
盛事業については八十有余年という

長い歴史がある専売制度により営まれて現在に至つてゐるわけでありまして、しかしながら、昨今、第二次臨調の答申においてこの専売制度の民営化の方向が打ち出されております。これが施行された場合においては、国際競争力の弱いたばこは外国資本による市場支配が強まり、それにより国、地方財政の収入減少が、これが危ぶまれるといった可能性もあり、また、たばこに關係する生産者、製煙業者、販売業者等に対する影響は大きく、また、塩についても国内自給率の確保や塩事業の育成の見地からかなりの影響があると思われます。

私どもは、現在、このたばこ、塩の専売制度により毎日何の不安も支障もなく、希望するだけのたばこや塩を自由に購入できるといふ恵まれた環境を享受してゐるわけでありまして、それにまた当市における税収面を見るときに、たばこ消費税は五十八年度においては二億一千万円にも上る額を示し、市税財政にとつて大きなウエートを占めてゐるといふこともあります。この税収の確保は当市の健全財政を維持していく上からもこれは必要なことであると思われる。それとともに、また、長年それ

がれの地域において、たばこ、塩の小売業者をきつめて、はじめに営み、市民サービスや市の税収面においても寄与されてきたところの業者の生活権等も考慮したときに、第二次臨調において行政改革と関連しての民営化といった考え方は理解できないうわけではないけれども、より現実的に考へたときにやはり現行の制度を維持存続すべきであると考えうるものであります。

よつて、ここに本意見書を内閣総理大臣、大蔵大臣あてに提出しようとするものであります。

何とぞよろしく御賛同賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(末次性男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ口あり)

○議長(末次性男君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております 議案第二十九号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第二十九号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十九 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下、当委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、御手元に御配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。
本件は、申し出のとおり 閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、本件は申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から、継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって、本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、昭和五十八年第一回福生市議会定例会を開会いたします。

午後零時五分開議、閉会

署名議員

福生市議会議長

末次性男
議員 小指 日保 雄
議員 林 菊 三
議員 井 次

⑤ 福総庶発第三千二百二十九号

昭和五十八年三月十七日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑤

福生市議会議長

末 次 性 男 殿

追加議案の送付について

昭和五十八年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市一般会計補正予算（第六号）

二 議案第二十八号 福生市交通安全都市宣言について

議案第二十九号

たばこ・塩事業の専売制度維持存続に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十八年三月二十四日

提出者	石川 慶一郎
賛成者	小野 沢 久
"	村 尾 栄 次
"	森 田 治 男
"	松 山 清
"	田 村 市 郎
"	東 田 正 治

福生市議会議長

末 次 性 男 殿